

平 住 審 発 第 9 号

平成26年11月18日

小平市長

小 林 正 則 殿

小平市住居表示整備審議会

会 長 三 品 義 之

住居表示整備事業について（答申）

平成26年7月16日付け、平市市発第423号をもって諮問のありました  
このことについて、慎重に審議をした結果を別紙のとおり答申いたします。

## 住居表示整備事業について（答申）

市長には、先般（平成26年6月24日付け）、当審議会から答申した「住居表示の整備対象区域の選定について」の内容を全面的に尊重され、住居表示整備事業の推進に取り組まれていることに対し敬意を表したい。

当審議会は、今回、市長から諮問のあった「住居表示整備事業について」の審議にあたっては、平成17年以降の審議会での経緯や、これまでの答申内容等を十分踏まえ、その継続性にも配慮しつつ、住居表示の実施区域の範囲及び実施する区域の実施年度について慎重に検討した結果を次のとおり答申する。

市長におかれましては、今後、この区域の住居表示整備事業を進めていくにあたっては、町名変更や町区域の変更など多くの課題を抱えていることから、住んでいる住民の地域にいきづく愛着心や歴史、伝統、文化等を十分に尊重し、かつ安全で安心して過ごせる、快適なまちを目指した、環境整備への配慮も必要である。

住民のご意向を踏まえ、皆様のご理解とご協力をいただきながら、合意形成が図られるよう最善の方策を講じられることを要望します。

### （1） 住居表示の実施区域の範囲について

次の実施区域の範囲が適当である。

- 小川町二丁目の西武多摩湖線より東側地域
- 小川東町の全部
- 学園東町の全部
- 仲町の全部
- 天神町二丁目の回田道より西側地域

### 【理由】

実施区域の範囲は、平成24年度・25年度の整備対象区域と異なり、隣接する町境が道路、鉄道等で区切られており、特に今回は、除外すべきと思われる地域は無いため、諮問のとおりが適当と判断した。

### （2） 実施する区域の実施年度について

今回の実施する区域については、事業を円滑に推進するために、平成28年度・29年度の2か年度で、以下の区域割りにより実施することが適当である。

- 平成28年度：小川町二丁目の西武多摩湖線より東側地域（青梅街道より北側地域）
  - 小川東町の全部
  - 仲町の一部（青梅街道より北側地域）
  - 天神町二丁目の回田道より西側地域

○平成29年度：小川町二丁目の西武多摩湖線より東側地域（青梅街道より南側地域）  
仲町の残り全部（青梅街道より南側地域）  
学園東町の全部

**【理由】**

今回の住居表示整備対象区域は、全体で面積約130ヘクタール、世帯数約6,600世帯という規模になる。

整備事業については、今まで実施した経験を踏まえ、事務的、技術的にも、単年度で実施するには対象区域の規模が大きすぎるため、万全・円滑な住居表示の施行を図るうえでは、2か年度に分けて実施することが適当と判断した。

実施年度については、今後、町名変更や町区域の変更などの実施細目の検討・決定、対象地域に対する十分かつ丁寧な説明の実施、市議会における住居表示実施決定に係る審議・議決等、更には具体的な住居表示実施のための整備や事務作業などが必要であることから、平成28年度と平成29年度の2か年度とした。

そのためには、整備対象区域を面積や世帯数などから、幹線道路の青梅街道で北側地域と南側地域に区分して実施するのが適当と判断した。

なお、平成28年度の区域選定理由は、次のとおりである。

平成25年10月1日に天神町全域の住居表示を実施したが、天神町二丁目の回田道より西側地域については、隣接する仲町と一体的に住居表示を実施するのが望ましいとして、見送った経緯がある。

従って今回は、天神町二丁目を含んでいる青梅街道の北側地域を優先的に実施すべきと判断した。